

介護サービス事業所 管理者 様

介 護 保 険 課 長

令和 3 年度介護報酬改定における 3 %加算の請求について（通知）

日頃は、本市の介護保険事業の運営に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 3 年 3 月 19 日付け介護保険最新情報 Vol.941「令和 3 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 1)」問 13 の内容について、3 %加算を適用するにあたっては、介護支援専門員が居宅サービス計画の原案の内容（サービス内容、サービス単位／金額等）を利用者又はその家族に説明し同意を得ることが必要となっており、その取扱いについて、下記のとおり御連絡いたします。

3 %加算算定を取得される事業所様、関係のある居宅介護支援事業所様におかれましては、御迷惑をおかけし大変申し訳ございませんが、内容を確認の上、御対応いただきますようお願いいたします。

記

1 これまでの周知内容

デイサービス小部会等で、介護支援専門員が居宅サービス計画の原案の内容（サービス内容、サービス単位／金額等）を利用者又はその家族に説明し、同意を得た日から 3 %加算を算定することと伝えておりました。

2 国民健康保険団体連合会からの連絡

国民健康保険団体連合会から 3 %加算は日割りでの算定はできないとの連絡がありました。なお、利用者ごとに 3 %加算の算定はできるとのことでした。

3 取扱いについて

国民健康保険団体連合会からの連絡により、同意を得た日から 3 %加算を算定することができないことが判明したため、利用者ごとの請求につきましては、以下のとおり取扱いいただきますようお願いいたします。

介護支援専門員が居宅サービス計画の原案の内容（サービス内容、サービス単位／金額等）を利用者又はその家族に説明し同意を得た後、算定が可能となることから、同意を得た日がその月の 2 日以降の場合、その月の 3 %加算は算定できません。

具体例を次のとおり示します。

具体例：通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護及び（介護予防）
認知症対応型通所介護が介護保険課に算定届を提出しており、算定月が令和
3年4月、5月及び6月の場合

- (1) 介護支援専門員が居宅サービス計画の原案の内容（サービス内容、サービス単位／金額等）を利用者又はその家族に説明し同意を得た日が、令和3年4月1日以前の場合

4月 3%加算算定可
5月 3%加算算定可
6月 3%加算算定可

- (2) 介護支援専門員が居宅サービス計画の原案の内容（サービス内容、サービス単位／金額等）を利用者又はその家族に説明し同意を得た日が、令和3年4月2日から5月1日までの場合

4月 3%加算算定不可
5月 3%加算算定可
6月 3%加算算定可

- (3) 介護支援専門員が居宅サービス計画の原案の内容（サービス内容、サービス単位／金額等）を利用者又はその家族に説明し同意を得た日が、令和3年5月2日から6月1日までの場合

4月 3%加算算定不可
5月 3%加算算定不可
6月 3%加算算定可

参考 ○3%加算及び規模区分の特例（利用者又はその家族への説明・同意の取得）
問 13

3%加算や規模区分の特例を適用するにあたり、通所介護事業所等において利用者又はその家族への説明や同意の取得を行う必要はあるか。また、利用者又はその家族への説明や同意の取得が必要な場合、利用者又はその家族への説明を行ったことや、利用者又はその家族から同意を受けたことを記録する必要があるか。

（答）

3%加算や規模区分の特例を適用するにあたっては、通所介護事業所等が利用者又はその家族への説明や同意の取得を行う必要はない。なお、介護支援専門員が居宅サービス計画の原案の内容（サービス内容、サービス単位／金額等）を利用者又はその家族に説明し同意を得ることは必要である。